

平成24年2月3日
消費者庁

生食用食肉の表示基準に係る監視指導結果について

昨年4月に富山県等で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事件を受けて、昨年10月1日より生食用食肉の規格基準及び表示基準が施行されました。

消費者庁ではこのたび都道府県等における生食用食肉の表示基準に係る監視指導結果を取りまとめましたので公表します。

1. 実施期間

平成23年9月22日～平成23年12月31日

2. 実施主体

138自治体（都道府県47、保健所設置市68、特別区23）

3. 監視指導結果（別紙参照）

- ・生食用食肉を取り扱っている施設数は、433施設（飲食店営業322施設、食肉処理業8施設、食肉販売業103施設）でした。
- ・そのうち、表示基準に適合していた施設は32施設（7.4%）（飲食店営業22施設（6.8%）、食肉処理業5施設（62.5%）、食肉販売業5施設（4.9%）でした。
- ・表示事項ごとの適合状況では、「生食用である旨」の表示が22.6%と最も適合割合が高く、「一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨」の表示が8.1%と最も適合割合が低い結果となりました。
- ・不適合施設に対しては、都道府県等から、生食用食肉の提供の中止等について指導を行いました。

4. 今後の対応

監視指導結果を踏まえ、以下を都道府県等に要請しました。

- ・今回の監視指導の際、生食用食肉の表示基準に適合しなかった施設が生食用食肉の取扱いを再開する場合にあっては、生食用食肉に係る表示基準を遵守するよう監視指導を徹底すること。
- ・生食用食肉を取り扱う施設（新たに提供を開始する施設を含む。）については、引き続き、生食用食肉の表示基準に係る監視指導を行い、同表示基準が遵守されるよう重ねて指導するとともに、講習会の開催などにより、同表示基準の周知・徹底を図ること。

問合せ先：消費者庁食品表示課

今川、中田

TEL：03-3507-9221

生食用食肉の表示基準に係る監視指導結果（概要）

1 生食用食肉を取り扱っている施設数（「取扱施設数」）（注：割合は営業許可施設数に対する割合）

	飲食店営業		食肉処理業		食肉販売業		合計	
	施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)
営業許可施設数	1,390,407	-	9,686	-	130,077	-	1,530,170	-
取扱施設数	322	0.0	8	0.1	103	0.1	433	0.0

2 生食用食肉に係る表示基準に適合している施設数（「適合施設数」）、適合していない施設数（「不適合施設数」）、適合していない施設のうち改善した施設数（「改善施設数」）（注：割合は取扱施設数に対する割合）

	飲食店営業		食肉処理業		食肉販売業		合計	
	施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)
取扱施設数	322	-	8	-	103	-	433	-
適合施設数 ^{※1}	22	6.8	5	62.5	5	4.9	32	7.4
不適合施設数 ^{※2}	300	93.2	3	37.5	98	95.1	401	92.6
改善施設数 ^{※3}	5	-	0	-	0	-	5	-

※1 「適合施設」とは、必要な表示事項を全て満たしている施設。

※2 「不適合施設」とは、必要な表示事項の一部又は全てを満たしていない施設。

※3 「不適合施設」のうち、改善した5施設以外の施設については、生食用食肉の取扱いの中止を指導。

3 表示事項ごとの適合状況※

(注:割合は、施設の合計数に対する適合施設数と不適合施設数の割合)

	表示事項	適合		不適合		合計 (施設数)
		施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)	
生食用食肉(容器包装に入れられたものを除く。)を販売する施設	一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨	29	8.1	331	91.9	360
	子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨	31	8.6	329	91.4	360
生食用食肉(容器包装に入れられたもの)を販売する施設	生食用である旨	21	22.6	72	77.4	93
	と畜場の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及びと畜場である旨を冠した当該と畜場の名称	11	11.8	82	88.2	93
	加工施設の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称	15	16.1	78	83.9	93
	一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨	9	9.7	84	90.3	93
	子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨	9	9.7	84	90.3	93

※ 必要な表示事項ごとに、表示基準を満たしている施設数、満たしていない施設数をそれぞれ計上。